

2019年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑩

## 協約・協定改訂再申し入れ団体交渉 新しい人事・賃金制度の見直し、運輸所の 年休請求手続き変更についても議論 組合の要求を一切認めない会社 再申し入れ団交は対立で終了

本部は9月19日、2019年度協約・協定改訂再申し入れ団体交渉を開催しました。今交渉は8月20日に第1回団体交渉を開催し、回答後の再申し入れに基づき開催した第9回まで、約1ヶ月間に涉って会社と議論してきました。また今交渉は、新しい人事・賃金制度の見直しについて、課題を残さず今議論すべきであるとして、粘り強く問題点を追及してきました。

第9回団交では、会社が回答した年次有給休暇の請求手続きの変更について「なぜ運輸所だけ年休申し込みを15日までとするのか」と追及しました。会社は「予備月の行路と年休をできる限り発表するため（もう5日間）必要」とし、また「一定数は空欄のまま発表する」ことを明らかにしました。なんと、在来線職場や一部の運輸所では25日までにできていることが、5日間猶予を延ばしてもできないというのです。社員の健康や生活に関わる大事な勤務をしっかりと確定しようという姿勢が、会社にはないのでしょうか。勤務が確定しないことで社員には大きな負担がかかり、家族の犠牲と合わせて、この会社は成り立っていると言わざるを得ません。

また、新たな新幹線定期券による通勤により、長距離通勤の社員の通勤手当が高額になることで発生する問題を追及しましたが、会社は「一般の方と同じだ」と切り捨てる発言をしました。

再申し入れによる要求に対して、会社は一切改善をしない考えを示し、全てにおいて対立しました。本部は今後の対応について持ち帰り検討することを通告しました。